

議事日程 令和7年5月19日 午前9時02分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

追加日程第1 木曽岬町議会議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

追加日程第5 発議第4号 常任委員の選任について

追加日程第6 発議第5号 議会運営委員の選任について

追加日程第7 選挙第3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

追加日程第8 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

追加日程第9 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第10 同意第1号 木曽岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第11 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

(木曽岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について)

追加日程第12 議員派遣の件

追加日程第13 閉会中の継続審査(調査)について

(議会運営委員会・議会広報常任委員会)

出席議員(8名)

1番	黒 宮 武 史	2番	波多野 光 雄
3番	後 藤 紀 子	5番	古 村 護
6番	鎌 田 鷹 介	7番	加 藤 眞 人
8番	服 部 英二夫	9番	伊 藤 好 博

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町 長	三 輪 一 雅	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総務政策課長	小 島 裕 紹
危機管理課長	坂 倉 丈 夫	会計管理者	神 野 美紀恵
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	中 里 満 博
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	服 部 直 子
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	ふれあいの里所長	松 本 大

事務局出席職員

事務局長 伊 藤 雅 人

議会事務局 鈴 木 琴 音

=====

午前 9 時 0 2 分開会

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） おはようございます。議会事務局長の伊藤と申します。
この度の町議会議員選挙にご当選され、誠におめでとうございます。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくこととなっております。

年長の伊藤好博議員をご紹介します。議長席までお越し願います。

○臨時議長（伊藤好博議員） ただいま紹介されました、伊藤好博でございます。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行いますので、円滑な議事運営に、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

ただいまより、令和 7 年第 2 回木曽岬町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○臨時議長（伊藤好博議員） ここで、三輪町長より挨拶をしていただきます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○臨時議長（伊藤好博議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 改めまして皆様おはようございます。本日は、令和 7 年第 2 回木曽岬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、全議員の出席を賜り誠にありがとうございます。議員各位におかれましては、去る 4 月 15 日に告示されました、この度の木曽岬町議会議員選挙において議員に当選なされましたこと、改めて、お慶び申し上げます。また、今回は 2 名の新人議員が誕生なされ、今後の議会の活性化にも繋がるものではないかとご期待を申し上げるところでございます。

また、私も同日に行われました、木曽岬町長選挙において当選を果たすことができました。多くの町民の皆様にご支持をいただき、当選させていただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。私は 4 期 16 年の町議会議員の経験を最大限に活かし初心を忘れず、木曽岬町のために尽力して参る所存であります。

4 年前の選挙の時には、新型コロナウイルスが猛威を振るい町政も大混乱をきたし選挙戦もままならなかったことを思い出すところではありますが、今では、それも平穏をほぼ取り戻すこととなりました。

しかしながら、木曽岬町を取り巻く環境は少子高齢化など、取り組んでいかなければならない課題は少なくありません。そのためには、議員の皆様方のご協力も不可欠であります。これは、就任式でも職員の皆様方に申し上げたことでございますが、私一人の力で成せることなどたかが知れております。職員の皆様方や議員の皆様方が力を合わせ、邁進していけば、様々な困難を乗り越え、より良い町になっていくと確信しております。

これからの4年間どうぞよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

なお、所信表明につきましては、来月予定されております6月定例会において、改めて、表明させていただく所存です。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（伊藤好博議員） ありがとうございます。

日程第1「仮議席の指定について」を行います。「仮議席」は、ただいま着席の議席いたします。

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（伊藤好博議員） 次に、日程第2、選挙第1号「議長選挙について」を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔事務局 議場の閉鎖を行う〕

○臨時議長（伊藤好博議員） ただいまの出席議員数は、8名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、仮議席3番、後藤紀子議員、仮議席5番、古村護議員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から投票用紙を配付させていただきます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名ですので、投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入願います。

〔事務局より投票用紙の配付を行う〕

○臨時議長（伊藤好博議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしの確認〕

○臨時議長（伊藤好博議員） 配付漏れなしと認めます。次に投票箱を点検します。

〔事務局 議長席、議員席に向け、投票箱の空を点検してもらう〕

○臨時議長（伊藤好博議員） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票願います。

○事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、呼び上げさせていただきます。仮議席1番、黒宮武史議員。仮議席2番、波多野光雄議員。仮議席3番、後藤紀子議員。仮議席5番、古村護議員。仮議席6番、鎌田鷹介議員。仮議席7番、加藤真人議員。仮議席8番、服部英二夫議員。仮議席9番、伊藤好博議員。以上でございます。

○臨時議長（伊藤好博議員） 投票漏れは、ありませんか。

〔投票漏れなしの確認〕

○臨時議長（伊藤好博議員） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。これより開票を行います。仮議席3番、後藤紀子議員。仮議席5番、古村護議員。開票の立ち合いをお願いい

たします。

〔開票 立会人、事務局長〕

○臨時議長（伊藤好博議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、服部英二夫議員、8 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、2 票です。

従って、服部英二夫議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔事務局 議場を開く〕

○臨時議長（伊藤好博議員） ただいま、議長に当選されました、服部英二夫議員が議場にいらっしゃるので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。おめでとうございます。

議長に当選されました、服部英二夫議員、登壇のうえ就任のご挨拶をお願いいたします。

○新議長（服部英二夫議員） ただいま、行われました議長選挙におきまして、私が、その栄誉を賜りましたことは、誠に身に余る光栄であり、議員皆様のご支援・ご厚情に対しまして、心からお礼を申し上げます。

今後は議長といたしまして、議会の円滑な運営に全力を挙げて取り組む所存でございます。

議員の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

また、町長を始め執行部におかれましても、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（伊藤好博議員） これをもちまして、私の臨時議長の職務は全部終了しました。議長席を降壇させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

服部英二夫議長、議長席にお着き願います。

○新議長（服部英二議員） 議長を交代しました。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。休憩は、自席でお願いいたします。

午前 9 時 20 分休憩

午前 9 時 24 分再開

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいまお手元のタブレットご覧の「木曾岬町議会議席の指定について」から「議員派遣の件」までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 12 として議題にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫銀議員） 異議なしと認めます。よって、「木曾岬町議会議席の指定について」から「議員派遣の件」までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 12 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 木曽岬町議会議席の指定について

○議長（服部英二夫議員） 追加日程第 1 「木曽岬町議会議席の指定について」を議題とします。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、タブレットに配布の議席表のとおり指定します。

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第 2 「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 1 番議席、黒宮武史議員、2 番議席、波多野光雄議員を指名します。

追加日程第 3 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第 3 「会期の決定について」を議題とします。

ここで皆様方にお諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日 1 日限りと決定いたしました。

追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長選挙について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第 4、選挙第 2 号「副議長選挙について」を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔事務局 議場の閉鎖を行う〕

○議長（服部英二夫議員） ただいまの出席議員は、8 名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人は、3 番議席、後藤紀子議員。5 番議席古村護議員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、事務局から投票用紙を配付させていただきます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名ですので、投票用紙に被選挙人 1 名の氏名を記入願います。

〔事務局より投票用紙の配付を行う〕

○議長（服部英二夫議員） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔配付漏れなしの確認〕

○議長（服部英二夫議員） 配付漏れなしと認めます。次に投票箱を点検します。

〔事務局 議長席、議員席に向け、投票箱の空を点検してもらう〕

○議長（服部英二夫議員） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次、投票をお願いします。

○事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、呼び上げさせていただきます。1 番議席、黒宮武史議員。2 番議席、波多野光雄議員。3 番議席、後藤紀子議員。5 番議席、古村護議員。6 番議席、鎌田鷹介議員。7 番議席、加藤真人議員。8 番議席、服部英二夫議員。9 番議席、伊藤好博議員。以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 投票漏れは、ありませんか。

〔投票漏れなしの確認〕

○議長（服部英二夫議員） 投票漏れなしと認め投票を終わります。

これより、開票を行います。3 番議席、後藤紀子議員。5 番議席、古村護議員。開票の立ち会いをお願いします。

〔開票 立会人、事務局長〕

○議長（服部英二夫議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票 8 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、加藤真人議員 8 票。以上の通りです。この選挙の法定得票数は、2 票です。従って、加藤真人議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔事務局 議場を開く〕

○議長（服部英二夫議員） ただいま副議長に当選されました、加藤真人議員が議場にみえますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。おめでとうございます。

副議長に当選されました加藤真人議員、登壇のうえ就任の挨拶をお願いします。

○副議長（加藤真人議員） ただいま行われました副議長選挙におきまして、私がその栄誉を賜りました。このことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。今後は、議長を支え、議会の円滑な運営の実現に、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

また、町長を始め執行部におかれましても、格段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部英二夫議員） ここで暫時休憩といたします。再開時間は 10 時 00 分といたします。

午前 9 時 37 分休憩

午前 10 時 00 分再開

追加日程第 5 発議第 4 号 常任委員の選任について

追加日程第 6 発議第 5 号 議会運営委員の選任について

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

次に、追加日程第 5、発議第 4 号「常任委員の選任について」及び追加日程第 6、発議第 5 号「議会運営委員の選任について」を一括上程し、議題といたします。

お諮りします。「常任委員の選任について」及び「議会運営委員の選任について」は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっています。

よって、先ほど、休憩中にご協議いただきました委員会構成をもって、お手元のタブレットにお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、委員の氏名を議会事務局長に朗読させます。

○事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、発議第 4 号「常任委員の選任について」木曾岬町議会委員会条例第 7 条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

令和 7 年 5 月 19 日提出、木曾岬町議会議長、服部英二夫。

総務建設常任委員会、

黒宮武史委員、波多野光雄委員、古村護委員、加藤真人委員、服部英二夫委員、伊藤好博委員。

教育民生常任委員会、

黒宮武史委員、波多野光雄委員、後藤紀子委員、鎌田鷹介委員、加藤真人委員、伊藤好博委員。

議会広報常任委員会、

後藤紀子委員、古村護委員、鎌田鷹介委員、服部英二夫委員。

続いて、発議第 5 号「議会運営委員の選任について」木曾岬町議会委員会条例第 7 条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

令和 7 年 5 月 19 日提出、木曾岬町議会議長、服部英二夫。

委員としまして、後藤紀子委員、古村護委員、鎌田鷹介委員、加藤真人委員、以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） ただいま事務局長が朗読したとおり、「常任委員」及び「議会運営委員」を選任することに決定いたしました。

追加日程第 7 選挙第 3 号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第 7、選挙第 3 号「桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

事務局長より議案内容を朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

○議長（服部英二夫議員） それでは、追加日程第 7、選挙第 3 号「桑名広域清掃事業組合

議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

「桑名広域清掃事業組合議会議員」には、慣例により、私、服部英二夫を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、服部英二夫を「桑名広域清掃事業組合議会議員」の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、私、服部英二夫が「桑名広域清掃事業組合議会議員」に当選しました。会議規則第33条第2項の規定の、当選の告知は省略します。

ただいまの選挙によりまして私が「桑名広域清掃事業組合議会議員」に当選させていただきました。広域清掃事業組合での諸事業の推進に努力して参りたいと存じますので、皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

これをもちまして、就任の挨拶といたします。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、当選人の氏名等の発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地

氏名 服部 英二夫氏

生年月日 昭和30年2月16日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第8 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第8、選挙第4号「桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。事務局長より議案内容を朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

○議長（服部英二夫議員） それでは、追加日程第8、選挙第4号「桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

「桑名・員弁広域連合議会議員」に、加藤真人議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、加藤真人議員を「桑名・員弁広域連合議会議員」の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、加藤真人議員が「桑名・員弁広域連合議会議員」に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

加藤真人議員、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議員（加藤真人議員） ありがとうございます。この場で失礼します。役職を十分果たせるよう努力して参りたいと存じます。皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

これをもちまして、就任の挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字三崎421番地

氏名 加藤 真人氏

生年月日 昭和24年11月11日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第9 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第9、選挙第5号「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。事務局長より議案内容を朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

○議長（服部英二夫議員） それでは、追加日程第9、選挙第5号「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員」に三輪一雅町長を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、三輪一雅町長を「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員」の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。従って、ただいま、指名しました、三輪一雅町長が「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員」に当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

三輪一雅町長、就任のご挨拶をお願いいたします。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただいま、選挙によりまして、私が「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員」に当選させていただきました。町議時代からこの職は就いておりましたので、引き続き諸事業の推進に努力して参りたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、就任の挨拶といたします。

○議会事務局長（伊藤事務局長） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中301番地

氏名 三輪 一雅氏

生年月日 昭和40年9月13日生、でございます。

以上でございます。

追加日程第10 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、伊藤好博議員の退場を求めます。

〔伊藤好博議員 退場〕

○議長（服部英二夫議員） それでは、三輪町長の提案理由説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただいま、上程を賜りました「同意第１号木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」その提案理由を申し上げます。

議会議員から選任しておりました木曾岬町監査委員、服部英二夫氏はこの度、令和７年５月１７日議員任期に伴い監査委員も任期満了となりました。よって、地方自治法第１９６条の定めにより、新たに監査委員を選任する必要があるとございます。そのようなことから、伊藤好博氏を監査委員に選任しようとするものであり、同氏は人格、識見とも高潔であることから、監査委員として適任であると存じますので、ご同意をいただくようお願いを申し上げます。尚、詳細につきましては、議会事務局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。引き続き、事務当局の詳細説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤事務局長） 同意第１号でございます。木曾岬町の監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を木曾岬町監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求める。下段の提案理由といたしましては、議会議員より選任している監査委員服部英二夫氏は、令和７年５月１７日付で任期満了となったので、地方自治法の規定により監査委員を選任する必要がある。それが議案を提出する理由でございます。

同意を求める者の住所、氏名、生年月日は、

住所 三重県桑名郡木曾岬町大字見入３１２番地

氏名 伊藤 好博氏

生年月日 昭和２４年６月１７日生、でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） ただいま議会事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑がございましたら、ご発言願います。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 特に、ご質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りします。この議案につきましては、人事案件につき討論を省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第１０、同意第１号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本件は原案のとおり、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、追加日程第10、同意第1号「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

伊藤好博議員の入場をお願いします。

〔伊藤好博議員 入場〕

○議長（服部英二夫議員） 伊藤好博議員にお伝えします。「木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定されました。ご挨拶がありましたら登壇のうえ、お願いいたします。

○監査委員（伊藤好博議員） ただいま、町の監査委員に同意いただきまして、ありがとうございます。深津代表監査委員とともに、自分の職責をしっかりと果たしていきたいと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

追加日程第11 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございました。

次に、追加日程第11、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を上程し、これを議題とします。

ここで、三輪町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただいま上程を賜りました、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」その提案理由を申し上げます。

令和7年度の税制改正に伴う、地方税法等の一部改正が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分により、所要の改正を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、個人町民税において、所得控除に特定親族特別控除を創設する改正や、軽自動車税では、原動機付自転車における税率の区分の改正及び、マイナ免許証の運用開始に伴う改正の他、たばこ税において、加熱式たばこに係る課税標準の特例を規定する改正になります。なお詳細につきましては、担当課長から、説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（服部直子税務課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 服部税務課長。

○税務課長（服部直子税務課長） それでは、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」ご説明させていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の

とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に木曽岬町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和7年3月31日に専決処分により所要の改正を行ったものでございます。

改正の概要については、議案資料「木曽岬町税条例の一部改正について」においてご説明いたします。

改正要旨でございます。地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税では特定親族特別控除の創設に伴う改正、軽自動車税では新基準原付の導入及びマイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備のほか、所要の改正を行うものです。

令和6年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定され、このうち地方税に関する部分について、令和7年2月4日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されましたが、同法改正法の公布は令和7年3月31日であったことから、令和7年4月1日施行の改正部分については、時間的余裕がないため、地方自治法第179条の専決処分により条例の改正を行っています。

概要になります。主な改正内容として個人町民税において、所得控除に特定親族特別控除を創設することに伴う改正になります。大学生年代（19歳～23歳未満）の子などに関する特別控除として、特定扶養親族である子などの年収が150万円を超えても、一定の所得金額に応じて控除が受けられるようになるものです。施行日は令和8年1月1日でございます。

次に、軽自動車税における1点目として、原動機付自転車における税率の区分の改正になります。50CCバイクにおいて、今後の生産・販売の継続が困難になることから、125CC以下クラスのバイクの最高出力を4.0キロワット（50CC相当）以下に制御したバイクを新基準原付とし、年額2,000円として区分を設定するものです。

2点目は、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備になります。令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日から運用が開始されたことによる改正になります。施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、町たばこ税においては、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の規定になります。重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものをもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするものです。施行日は令和8年4月1日でございます。

こちらにつきましては、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施することになっています。

以上で、承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の説明を終わります。

○議長（服部英二夫議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。承認第１号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま上程しております、承認第１号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、承認第１号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論は、ございませんか。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。追加日程第１１、承認第１号「専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、承認第１号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第１２ 議員派遣の件

○議長（服部英二夫議員） 次に、追加日程第１２「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」はお手元のタブレットご覧のとおり派遣することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

よって、再開時間は迫って連絡いたします。ここで、暫時休憩いたします。

午前１０時２９分休憩

午前１１時３０分再開

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

ここで、報告申し上げます。休憩中に、議会運営委員会、総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報常任委員会が開催され、正・副委員長の互選が行われました。

その互選結果の報告を受けておりますので、議会事務局長から報告させます。

○事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤事務局長。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長）

それでは、各常任委員会、議会運営委員会の正・副委員長をご報告申し上げます。

議会運営委員長 加藤 真人 議員

同 副委員長 鎌田 鷹介 議員

総務建設常任委員長 古村 護 議員

同 副委員長 伊藤 好博 議員

教育民生常任委員長 鎌田 鷹介 議員

同 副委員長 後藤 紀子 議員

議会広報常任委員長 後藤 紀子 議員

同 副委員長 服部 英二夫議員

以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） ただいま、事務局長が報告しましたとおりであります。

それぞれの委員会の正副委員長さん方、よろしくお願い申し上げます。

休憩中に、議会運営委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から閉会中における継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって「閉会中の継続審査（調査）について」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（服部英二夫議員） 追加日程第 1 3 「閉会中の継続審査（調査）について」を議題とします。

議会運営委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より、会議規則第 7 5 条の規定に基づいて、申出書が提出されております。議会事務局長に申出書を朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

○議長（服部英二夫議員） ここでお諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

これをもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて令和 7 年第 2 回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

午前 1 1 時 3 3 分閉会

○議長（服部英二夫議員） 議員の皆様には、慎重な議案審議をいただき、円滑な議事進行、議会運営にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、三輪町長をはじめ、執行部の方々におかれましても、ご苦労さまでした。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員
